

大府市地域強靱化計画

令和2年9月

【令和6年3月改訂】

大府市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに超える巨大な地震・津波の発生により未曾有の被害をもたらしました。一方で、近い将来発生が懸念されている南海トラフを震源とする大地震や、大型化する台風、降雨の局地化、集中化、激甚化による大規模な風水害や土砂災害の発生も懸念されています。

こうしたことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月 11 日公布・施行）に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画が策定され、政府一丸となって、強靱な国づくりが計画的に進められています。また、平成 30 年 12 月にはこの計画の見直しが行われ、国土強靱化に関する施策の加速化・深化が図られているところです。

愛知県においては、日本の三大都市圏の一角をなしているとともに、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速鉄道網の結節点といった、社会にとって重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは、県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、平成 27 年 8 月に「愛知県地域強靱化計画」を策定しました。

本市では、平成 12 年 9 月の東海豪雨の被害を教訓とした防災・減災対策に取り組んできました。本年は、世界規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機を乗り越えるため、地域が一体となって対策に取り組んでいます。

今後、いつ起きるか予測できない南海トラフを震源とする大地震や台風等の大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、災害の発生時にも機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続けられるように、本市の強靱化に関する指針となる「大府市地域強靱化計画」を策定しました。

本計画を基本として、国、県、市のほか、地域や民間団体、市民とも連携しながら総合的、計画的な強靱化の取組を強力に推進してまいります。

令和 2 年 9 月



大府市長 岡村秀人

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 対象とする区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 計画の位置付け、計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 大府市の地域特性等

- 1 大府市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 地理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 人口の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 産業特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (5) 公共施設等の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 大府市に影響を及ぼす大規模自然災害・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 想定するリスクの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 地震・津波により想定される被害・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害・・ 11
 - (4) その他の大規模自然災害による被害・・・・・・・・・・ 14

第3章 大府市の強靱化の基本的な考え方

- 1 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 強靱化を進める上での留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 大府市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定・・ 20
 - (3) 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 推進すべき施策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) リスクシナリオごとの施策の推進方針・・・・・・・・ 21
 - (2) 施策分野ごとの施策の推進方針・・・・・・・・・・ 42
 - (ア) 個別施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (イ) 横断的分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

(3) リスクシナリオごとの施策の推進方針と

施策分野ごとの施策の推進方針の関連性 5 6

第 5 章 計画推進の方策

1 計画の推進体制 6 4

2 計画の進捗管理 6 4

3 計画の見直し 6 4

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても平成27年8月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。今後は本市においても、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や近隣自治体、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくり上げるために、本市の強靱化に関する指針となる「大府市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進していきます。

2 計画の位置付け等

（1）対象とする区域

本計画の対象区域は、大府市全域とします。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合は、広域連携が必要となることから、国、愛知県、近隣自治体等との連携・協力を考慮した内容とします。

（2）計画の位置付け、計画の期間

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ります。

また、本計画は、本市の最上位の計画である「第6次大府市総合計画」を基調とし、災害に対処するための基本計画である「大府市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進するための計画として位置付けるもので、計画期間は令和2年度から令和12年度までとします。

第2章 大府市の地域特性等

1 大府市の地域特性

(1) 地理

名古屋市の南東部に隣接して位置し、市の東部では三河と接しています。また、知多半島の北部に位置するため、名古屋・三河・知多の交通結節点になっています。なだらかな丘陵地帯が広がっており、丘陵地の標高は概ね20～50m、平地部は10～20m前後です。中小の河川が多く、大高川流域（共和町の一部）を除く全ての河川が境川流域となっています。



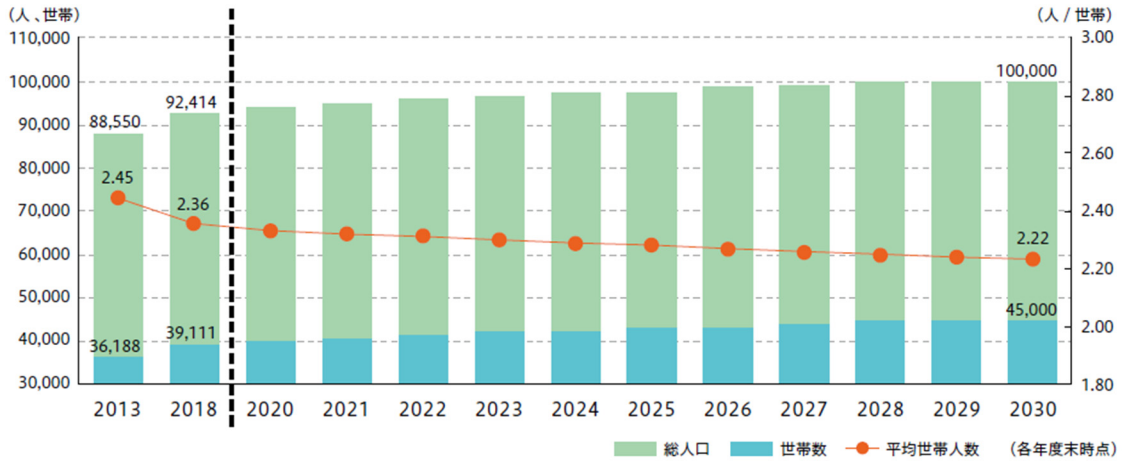
資料：大府市公式ウェブサイト「おおぶスタイル」

(2) 人口の見通し

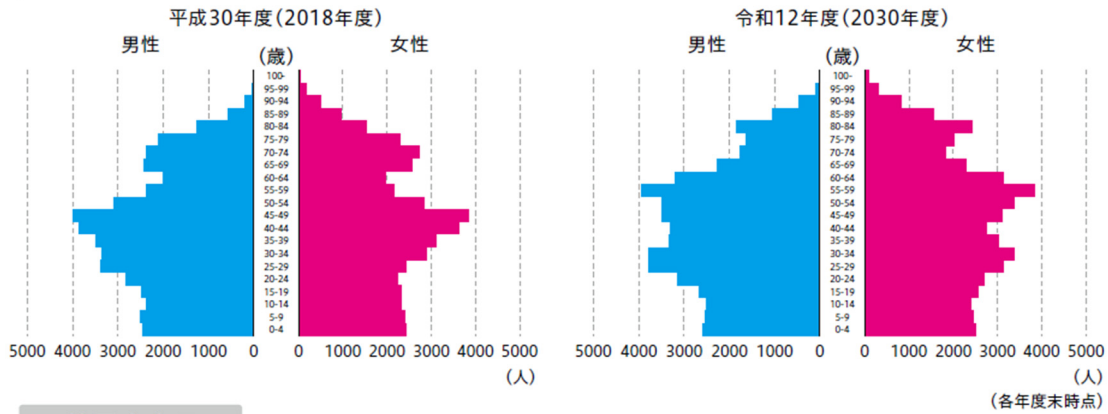
本市の人口は、第6次大府市総合計画において、社会全体が人口減少に転じている中であっても、緩やかに増加しており、今後もしばらくはその水準が維持される見通しであるため、令和12年度の計画人口を100,000人としています。

また、近年、外国人人口が急速に増加しており、平成30年度（2018年度）末では5年前と比較して約1.5倍の2,789人、総人口に占める割合は約3%となっており、今後も増加の傾向が続く見通しとしています。

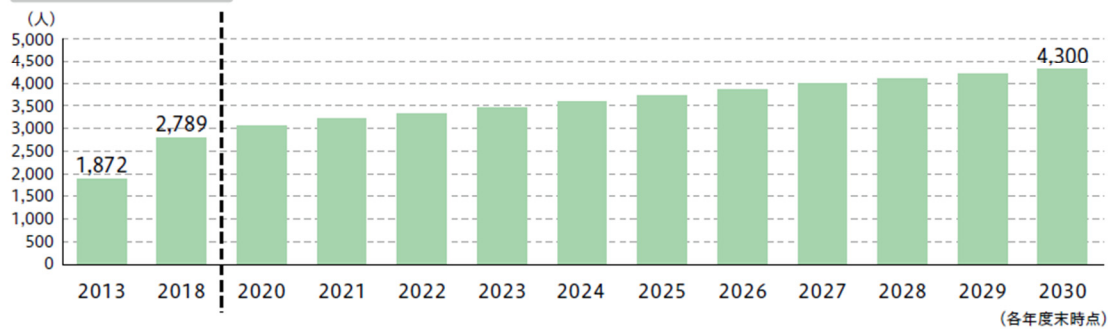
総人口・世帯数・平均世帯人数の見通し



人口ピラミッド



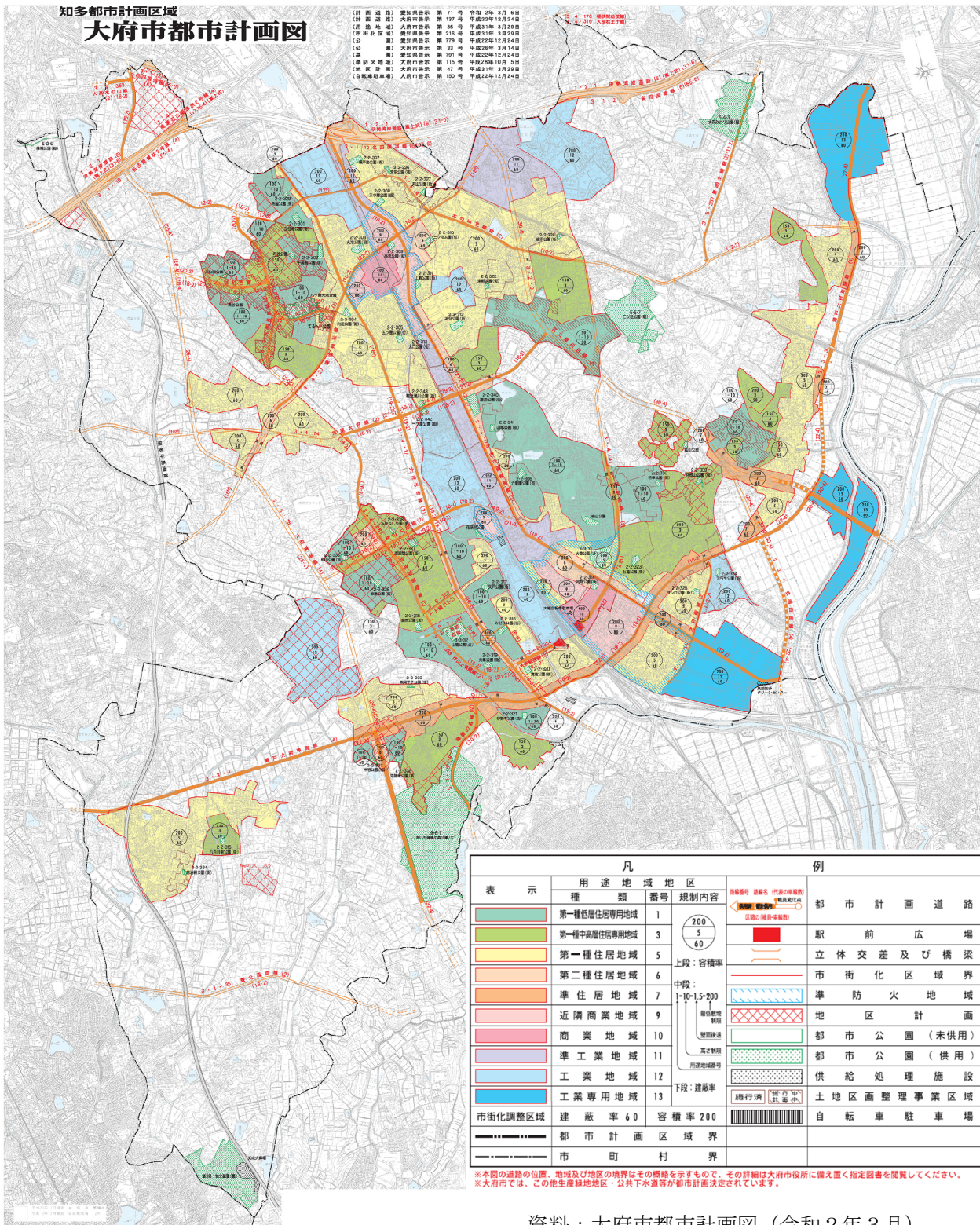
外国人人口



資料：第6次大府市総合計画

(3) 都市計画

行政区域は3,366haで、全域が都市計画区域として指定されています。市街化区域は1,338ha（平成31年3月29日時点）で、土地区画整理事業は、このうちの約31%にあたる414.5haが施行済み又は施行中です。総人口に占める市街化区域内の人口割合は約83.7%（平成31年4月1日時点）となっています。



資料：大府市都市計画図（令和2年3月）

(4) 産業特性

農業については、名古屋市など多くの人口を抱えた消費地に隣接しており、消費者と直結した農業を展開できる立地条件を備えています。その立地条件を生かして、特産品である、ぶどう、梨、木の山芋などを始め、水稲、キャベツ、たまねぎなどが生産されています。

工業については、高速道路や主要国道の結節点であるという良好な交通網を有していることから、工場などのニーズが非常に高い状況にあり、これまで新江（横根町）や木の山地区（共和町）などにおいて工業団地を誘致してきました。また、ウェルネスバレー構想の実現に向けて、国立長寿医療研究センターを始めとした関係機関との連携を強化し、認知症予防など関係機関が有する強みを生かしたヘルスケア産業の創出と集積に向けて取り組んでいます。

商業については、駅周辺はまち全体の印象を左右するため、魅力ある居住空間の形成とともに、にぎわいを創出するための取組が求められており、「大府市空き店舗等利活用補助金」を創設し、駅周辺の空き店舗などの利活用を促しています。また、大府市健康にぎわいステーション「KURUTOおおぶ」を中心に効率的かつ効果的な観光PRの取組や、地域資源を活用したイベントなど、着地型観光を推進しています。

(5) 公共施設等の老朽化

大府市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）では、市内の公共建築物は、110施設で、総延床面積は約25万㎡となっています。このうち、小学校、中学校、保育園は、昭和40年～50年代に集中的に建築されたものが多く、施設本体や付属設備の老朽化が進行しています。インフラ施設では、市道延長は約480km、橋梁が184橋となっており、汚水・雨水管、上水管路については、一般的な耐用年数とされる40～50年目を迎えるものもみられます。

公共施設は、災害時には避難所や避難場所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

2 大府市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではありません。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例を参考としています。

(2) 地震・津波により想定される被害

東日本大震災の発生を受けて、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」では、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、過去地震最大モデルと理論上最大想定モデルの異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。想定時間帯については、生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定しており、被害想定が最大となる時間帯は、建物被害は冬夕方18時、人的被害は冬深夜5時のケースとなります。

過去地震最大モデル

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル。愛知県の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの。

理論上最大想定モデル

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデル。主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの。

【被害想定】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6強	7
津波浸水面積 (浸水深 1 cm以上)	8 ha	9 ha

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
愛知県防災会議地震部会（平成26年5月）

【建物被害・人的被害】

区分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 (全壊・消失 棟数)	揺れ	約900棟	約2,800棟
	液状化	*	*
	浸水・津波	*	*
	急傾斜地崩壊 等	*	*
冬夕方18時 風速 5 m/s	火災	約300棟	約800棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊	約40人	約200人
	浸水・津波	*	*
	急傾斜地崩壊 等	*	*
	冬深夜5時 風速 5 m/s、 早期避難率低	火災	*

*：被害わずか

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
愛知県防災会議地震部会（平成26年5月）

【ライフライン機能支障】

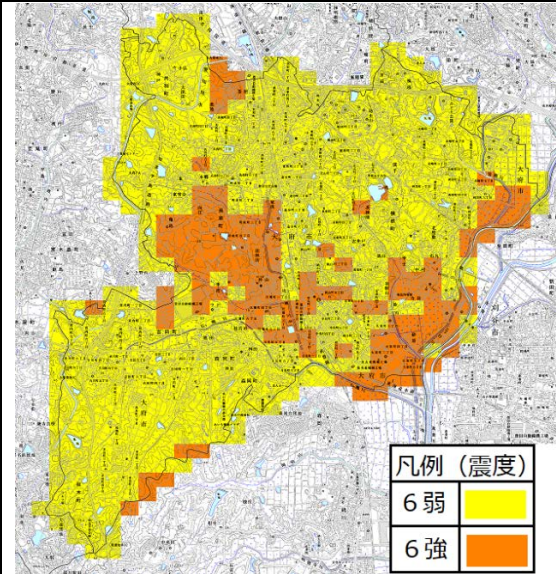
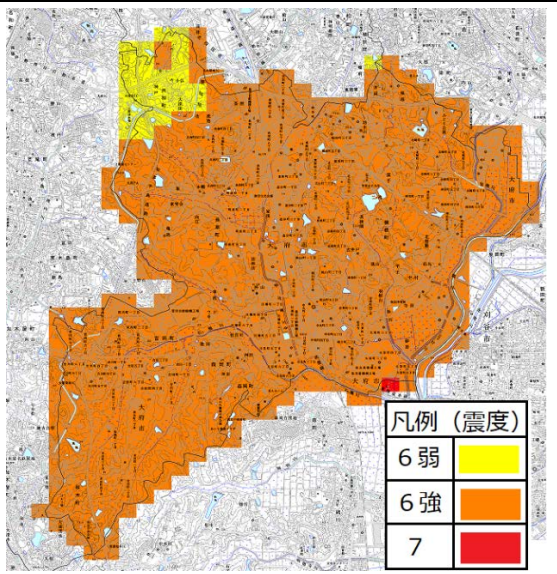
ライフライン機能支障（発災1日後、冬夕方18時発災）

過去地震最大モデル

ライフライン被害	被害の想定結果
上水道 断水人口	約80,000人
下水道 機能支障人口	約56,000人
電力 停電軒数	約38,000軒
固定電話 不通回線数	約9,500回線
携帯電話 停波基地局率	約81%
都市ガス 復旧対象戸数	約16,000戸
LPGガス機能支障世帯数	約1,800世帯

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月）

①震度分布

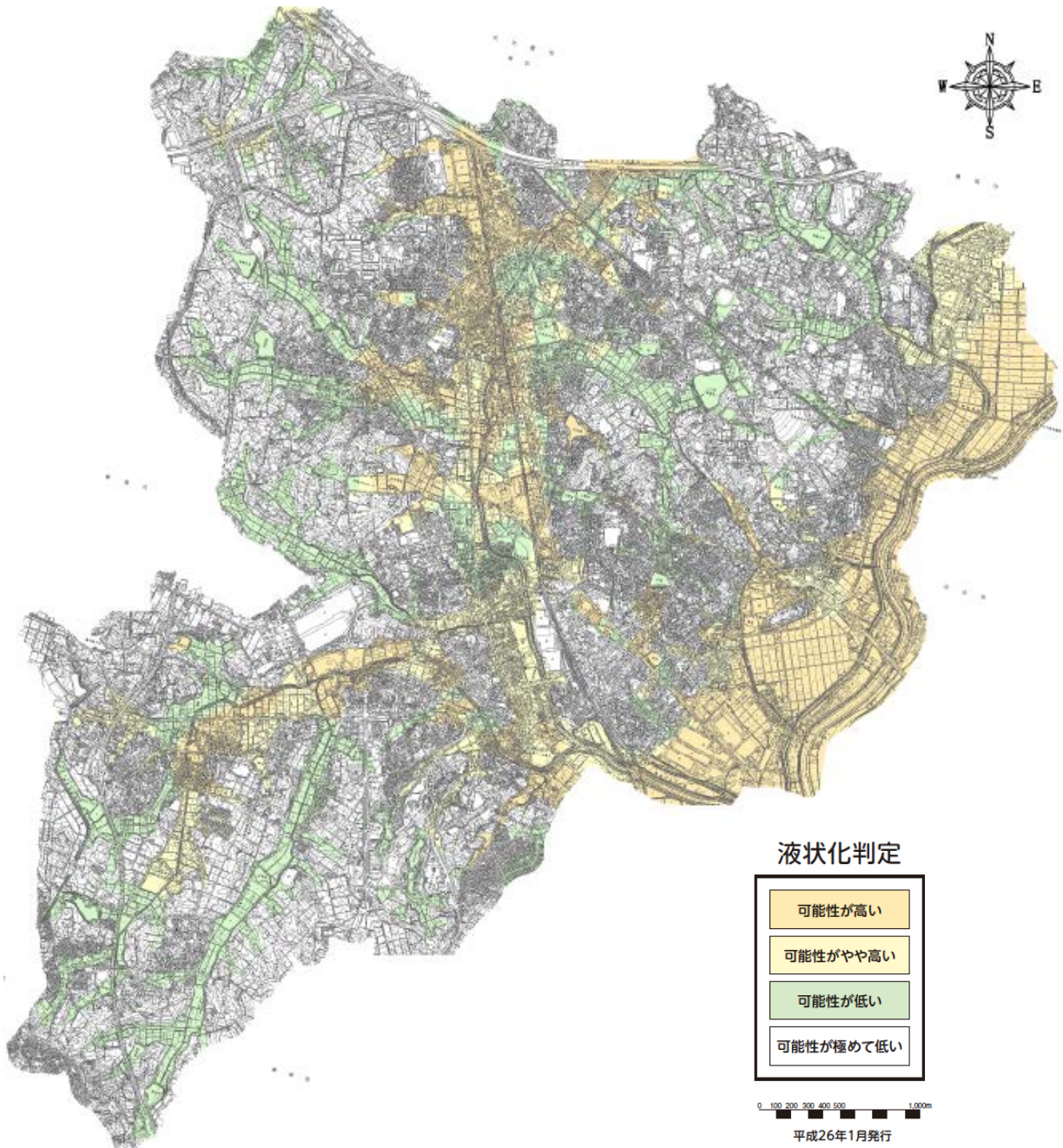
過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル（陸側ケース）										
 <p>凡例（震度）</p> <table border="1"> <tr> <td>6弱</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>オレンジ</td> </tr> </table>	6弱	黄色	6強	オレンジ	 <p>凡例（震度）</p> <table border="1"> <tr> <td>6弱</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>オレンジ</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>赤</td> </tr> </table>	6弱	黄色	6強	オレンジ	7	赤
6弱	黄色										
6強	オレンジ										
6弱	黄色										
6強	オレンジ										
7	赤										
<p>広範囲にわたり震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域では震度6強の揺れが想定されています。</p>	<p>ほぼ全域で震度6強の揺れが想定され、一部の地域では震度7の揺れが想定されています。</p>										

②液状化危険度分布

平成25年度に液状化調査を実施し、可能性が高いエリアは全体の約18%、可能性がやや高いエリアは約10%、可能性が低いエリアは約16%、可能性が極めて低いエリアは約56%とされています。

大府市液状化予測マップ

想定地震：南海トラフ巨大地震（M9.0）

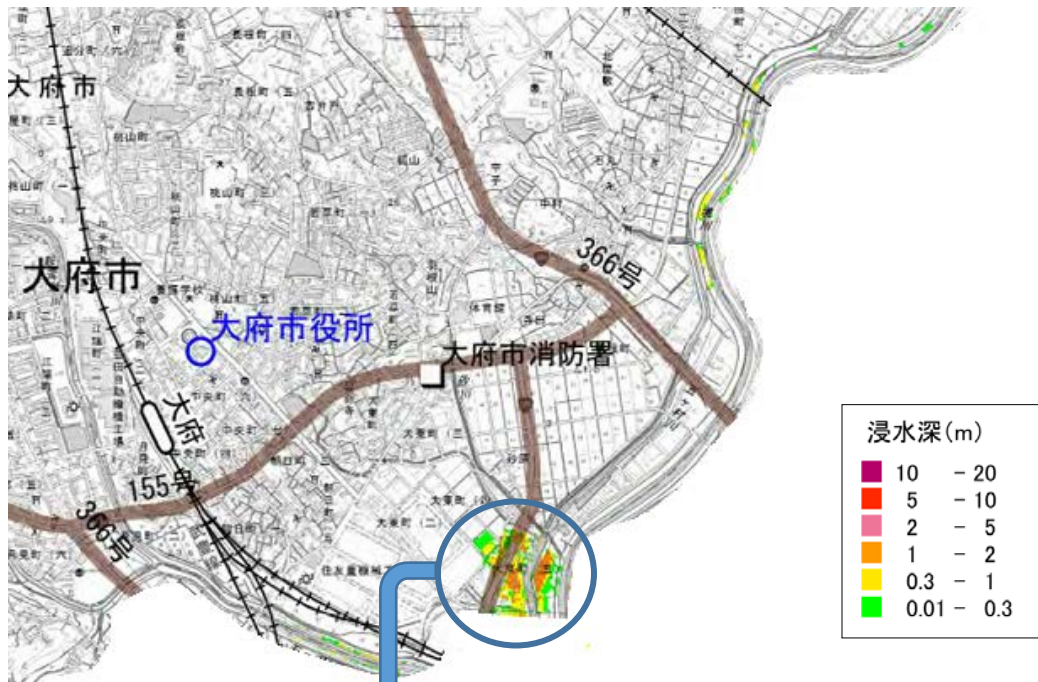


資料：大府市液状化調査委託報告書（平成26年1月）

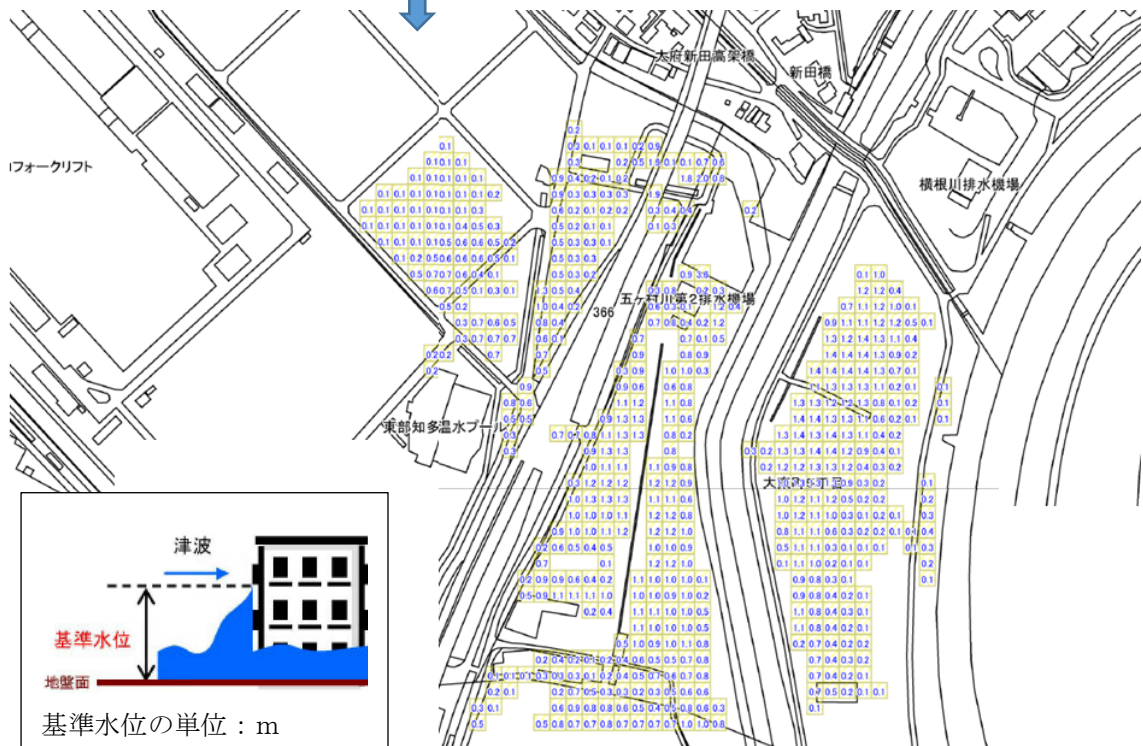
③津波浸水想定域と最大浸水深分布及び津波災害警戒区域

平成26年11月26日公表の愛知県津波浸水想定では、地震の揺れにより境川の堤防が沈下し、遡上する津波が境川の堤防を越水することで、大東町の一部で浸水が想定されています。

愛知県は令和元年7月30日に津波浸水想定において、最大クラスの津波により浸水が想定された区域を津波災害警戒区域として指定しています。



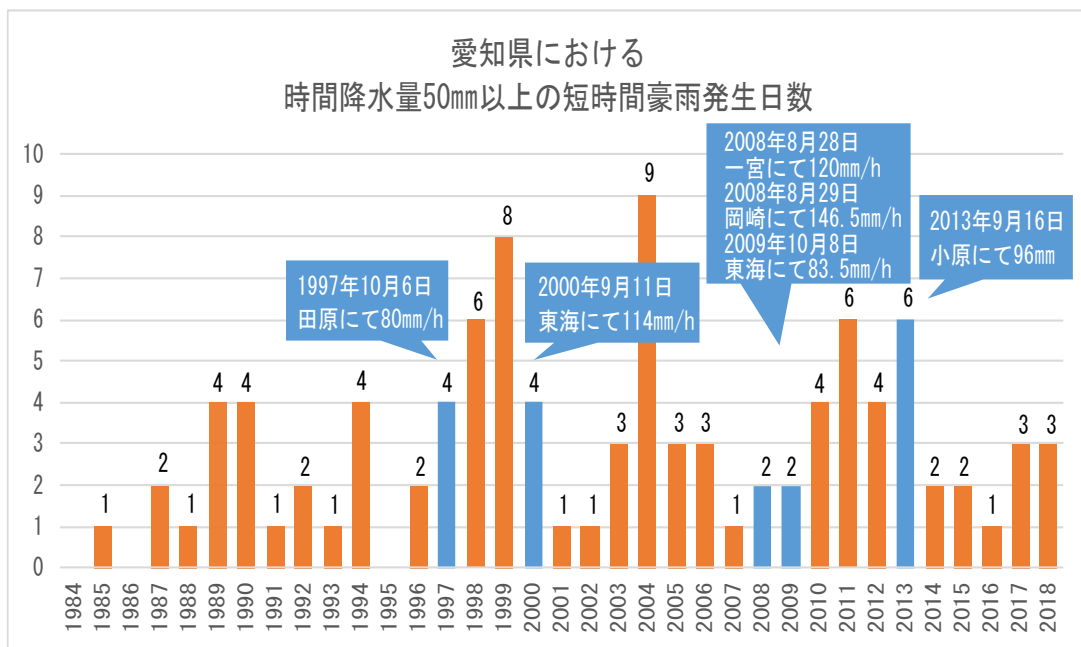
資料：愛知県津波浸水想定（平成26年11月26日公表）



資料：津波災害警戒区域（令和元年7月30日 愛知県指定）

(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。愛知県内においても、1時間あたりの降水量50mm以上の雨は過去30年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にあります。また、深刻な被害が予想される時間降水量80mm以上の雨は、平成9年（1997年）、平成12年（2000年）、平成21年（2009年）、平成25年（2013年）に1日ずつ、平成20年（2008年）には2日観測されています。



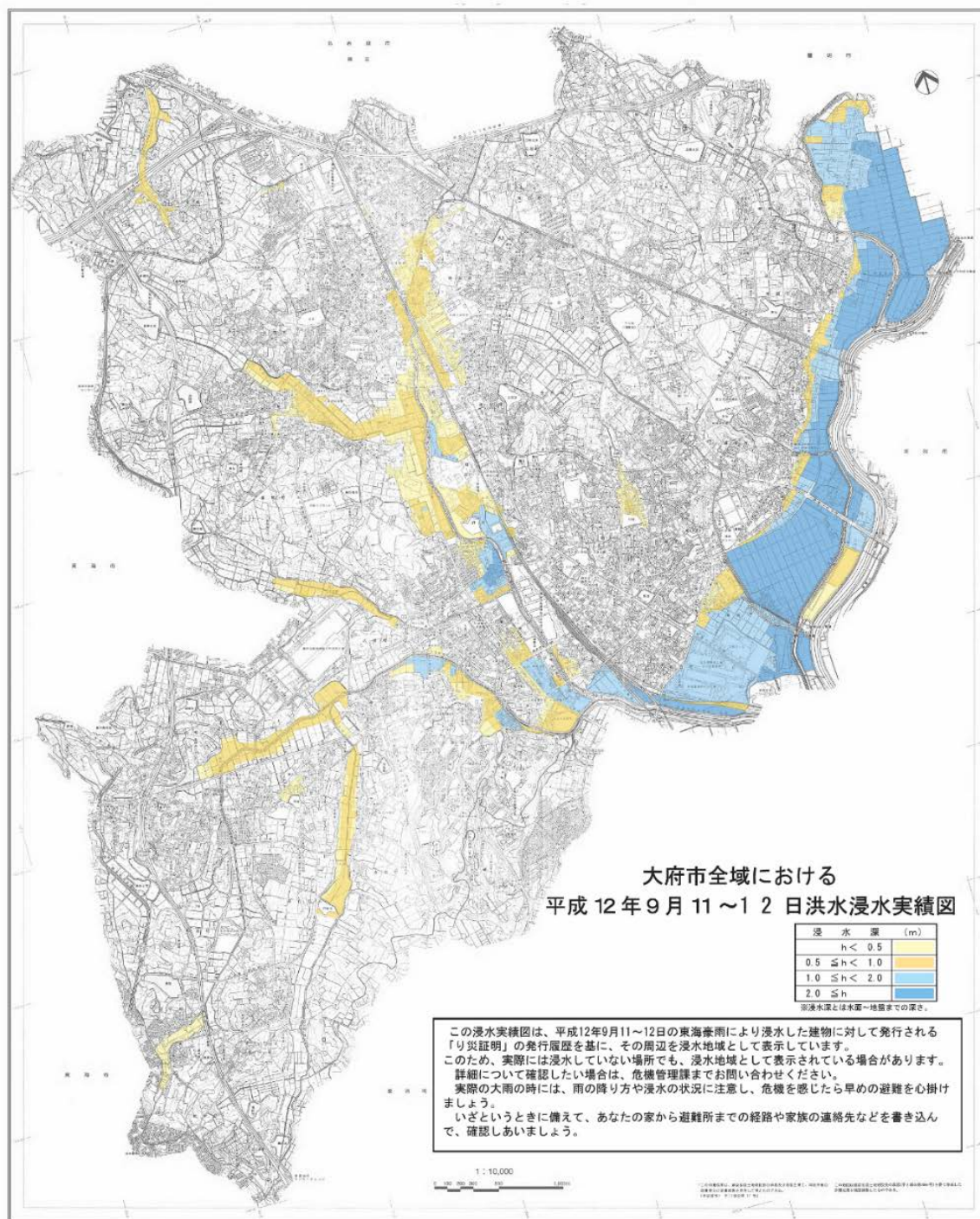
※過去30年間において、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。（時間降水量80mm以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示）

資料：愛知県地域強靱化計画

①洪水・内水

平成12年9月に発生した未曾有の降雨（東海豪雨）により、市内各所で甚大な浸水被害に見舞われ、二級河川区間の破堤や市域外からの氾濫流の流入により、市域での総湛水量は630万 m^3 にも達していることが推算されました。

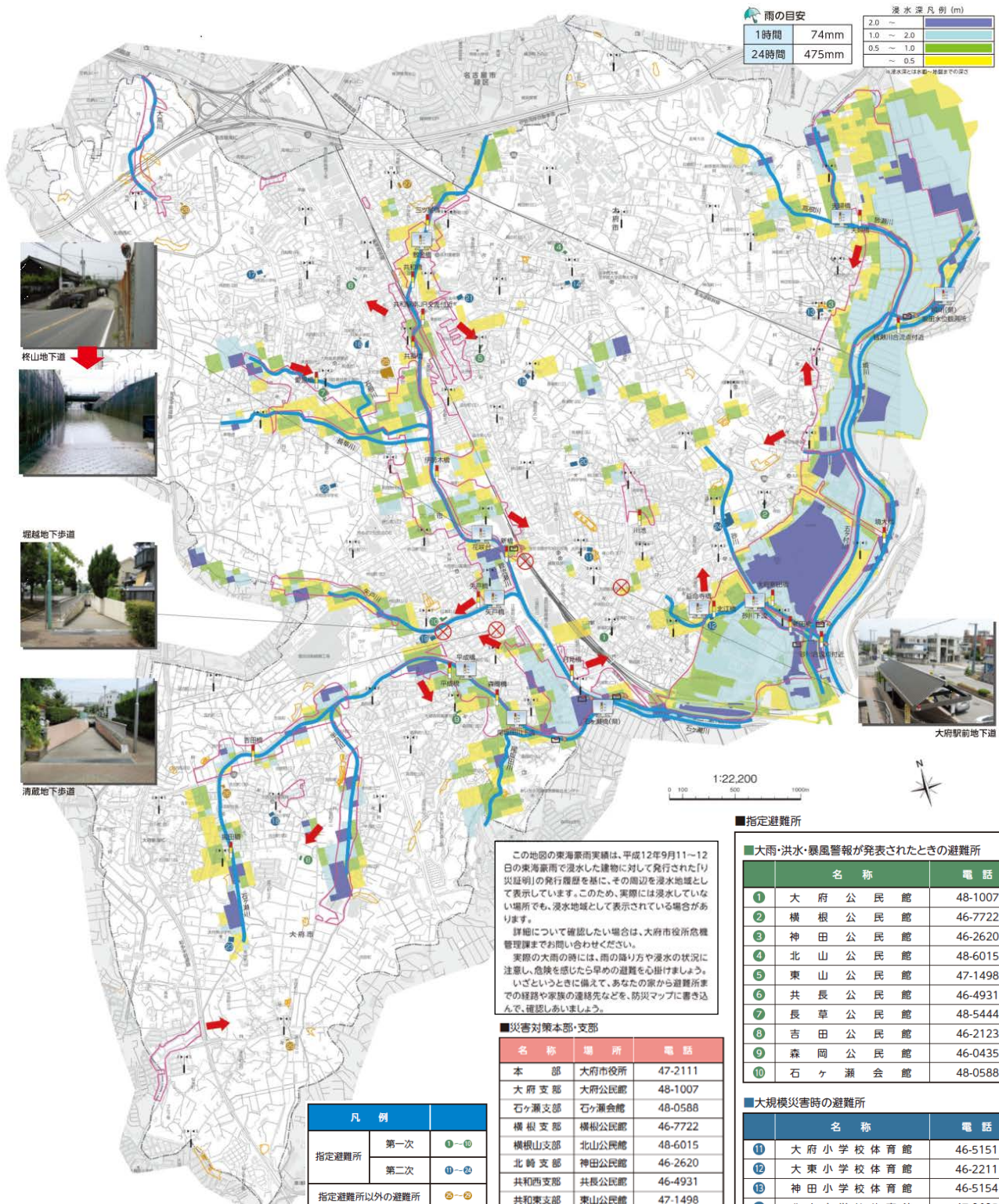
東海豪雨を教訓として、同規模程度の降雨が発生しても被害を最小限に止めるための「大府市総合排水計画（平成13年9月）」を策定し、河川・水路の改修を進めるとともに、境川が「特定都市河川流域」に指定されたことにより「特定都市河川浸水被害対策法」に則り、雨水流出抑制対策に取り組んでいます。また、東海豪雨浸水実績地域と洪水ハザードマップは大府市防災ガイドブック（平成31年3月）にまとめ、全戸配布により浸水害の危険箇所を周知しています。



資料：東海豪雨浸水実績図

洪水ハザードマップ

この洪水ハザードマップは、平成14年8月に愛知県が実施した「境川流域想定はん濫シミュレーション」のデータをもとに計算し、概ね100年に1度の確率で降る雨によって起こる浸水被害を表したものです。



雨の目安		浸水深凡例 (m)	
1時間	74mm	2.0 ~	濃い紫
24時間	475mm	1.0 ~ 2.0	紫
		0.5 ~ 1.0	黄緑
		~ 0.5	黄



指定避難所

■大雨・洪水・暴風警報が発表されたときの避難所

名称	電話
① 大府公民館	48-1007
② 横根公民館	46-7722
③ 神田公民館	46-2620
④ 北山公民館	48-6015
⑤ 東山公民館	47-1498
⑥ 共長公民館	46-4931
⑦ 長草公民館	48-5444
⑧ 吉田公民館	46-2123
⑨ 森岡公民館	46-0435
⑩ 石ヶ瀬会館	48-0588

この地図の東海豪雨実績は、平成12年9月11~12日の東海豪雨で浸水した建物に対して発行された「[り災証明]」の発行履歴を基に、その周辺を浸水地域として表示しています。このため、実際には浸水していない場所でも、浸水地域として表示されている場合があります。

詳細について確認したい場合は、大府市役所危機管理課までお問い合わせください。

実際の大雨の時は、雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら早めの避難を心掛けましょう。いざというときに備えて、あなたの家から避難所までの経路や家族の連絡先などを、防災マップに書き込んで、確認しましょう。

■災害対策本部・支所

名称	場所	電話
本部	大府市役所	47-2111
大府支所	大府公民館	48-1007
石ヶ瀬支所	石ヶ瀬会館	48-0588
横根支所	横根公民館	46-7722
横根山支所	北山公民館	48-6015
北崎支所	神田公民館	46-2620
共和西支所	共長公民館	46-4931
共和東支所	東山公民館	47-1498
長草支所	長草公民館	48-5444
吉田支所	吉田公民館	46-2123
森岡支所	森岡公民館	46-0435

■指定避難所以外の避難所

名称	電話
⑪ 慶三文化会館	48-6151
⑫ 吉田児童老人福祉センター	46-5220
⑬ 三ツ屋公民館	
⑭ 木の山公民館	
⑮ 米田公民館	

■大規模災害時の避難所

名称	電話
① 大府小学校体育館	46-5151
② 大東小学校体育館	46-2211
③ 神田小学校体育館	46-5154
④ 北山小学校体育館	47-0685
⑤ 東山小学校体育館	46-9333
⑥ 共長小学校体育館	46-5161
⑦ 共和西小学校体育館	47-7007
⑧ 吉田小学校体育館	46-5164
⑨ 石ヶ瀬小学校体育館	47-8111
⑩ 大府中学校体育館	46-5301
⑪ 大府北中学校体育館	47-3611
⑫ 大府西中学校体育館	47-0687
⑬ 大府南中学校体育館	48-7758
⑭ メディアス体育館おおぶ	47-0102

自主的な避難が可能な水位の目安

- 道路が冠水し始めたときは避難の準備を始めてください。
- 足首まで水が達しているときはすぐに避難を開始してください。
- ひざまで水が達しているときは避難所までの移動は避け、近くの丈夫な建物の2階以上に逃げましょう。

浸水深の目安

浸水深凡例 (m)	色
2.0 ~	濃い紫
1.0 ~ 2.0	紫
0.5 ~ 1.0	黄緑
~ 0.5	黄

※浸水深とは水面~階までの高さ

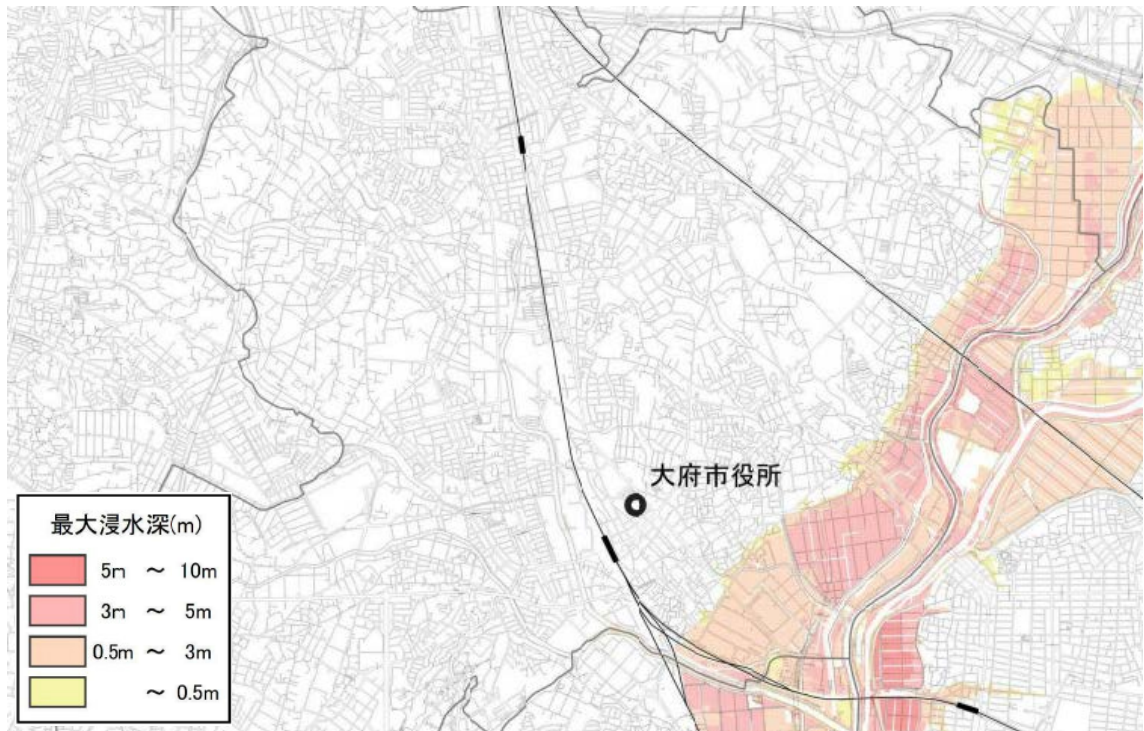
凡例

指定避難所	第一次	①~⑩
指定避難所	第二次	⑪~⑮
指定避難所以外の避難所		⑯~⑳
同幅無線		〰〰〰
排水機場		Ⓜ
雨水ポンプ場		Ⓜ
避難方向		➡
河川水位表示板	1階~1.5階	Ⓜ
河川水位表示板	2階~2.5階	Ⓜ
急傾斜地崩壊危険区域等		Ⓜ
避難時危険箇所		Ⓜ
東海豪雨実績		Ⓜ

資料：洪水ハザードマップ（大府市防災ガイドブック）

②高潮

愛知県は水防法の規定に基づき、令和3年6月11日に愛知県高潮浸水想定区域を指定し、公表しています。本市では、境川沿岸において高潮による浸水被害の発生が想定されています。



資料：高潮浸水想定区域図（令和3年6月11日 愛知県指定）

③土砂災害

愛知県が指定している土砂災害警戒区域は、本市に22箇所（令和3年6月）あります。土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要があります。土砂災害の危険箇所については、大府市防災ガイドブックにまとめ、全戸配布により周知しています。

（4）その他の大規模自然災害による被害

①異常渇水により想定される被害

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように各地で取水が制限される渇水が生じています。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発

化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

平成6年の渇水では、愛知用水の水源である牧尾ダムと阿木川ダムが枯渇し、本市を含む知多半島等の21市町で実施された上水道の時間給水（最長19時間断水）など、大きな影響がありました。

現在、愛知用水の水源としては、牧尾ダム、阿木川ダムに加えて、平成8年に完成した味噌川ダムがあります。平成17年の渇水では、これら水源の有効利用が図られるとともに、緊急的に長良川河口堰を水源とした上水道の給水を行いました。

第3章 大府市の強靱化の基本的な考え方

1 計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

2 強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおりまとめ、取組を進めていくこととします。

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証する。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む。
- ③ ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む。
- ④ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。

第4章 大府市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)設定

基本目標を達成し、本市を強靱化するために必要な事項を明らかにし、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、10の個別施策分野及び4の横断的分野を設定しました。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 産学官民・広域連携
④ エネルギー	④ 老朽化対策
⑤ 情報通信	
⑥ 産業構造	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農業	
⑨ 環境	
⑩ 土地利用	

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を選定しました。

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節(3)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりです。これらの強靱化施策の推進にあたっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

取組主体の種類

【市】 大府市

【地域】 市民、自主防災組織など

【民間】 事業者、民間団体など

【国・県】 中部地方整備局などの地方行政機関、愛知県（県警本部含む）

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
A 住宅・建築物等の耐震化
○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、シェルター設置、ブロック塀除却等の補助等による施策を推進する。【市・地域・民間】
B 公共施設の耐震化・老朽化対策の推進
○保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。【市】
○公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】
○小中学校施設の防災機能強化事業を実施する。【市】
C 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○不特定多数の者が利用する建築物や、防災上重要な建築物の耐震化向上を図るために、耐震化の必要性を啓発する。【市】

D 大規模盛土造成地対策の促進

○滑動崩落のおそれがあると判断された大規模盛土造成地の宅地耐震対策を促進する。【市・地域・民間】

重要業績指標

○旧耐震民間住宅耐震化率

現状：86.4%【H27】 目標：95%【R2】

- ・大府小学校 エレベーター設置工事【R6】
- ・大府小学校 廊下間仕切壁改修工事Ⅱ期【R6】
- ・北山小学校 廊下間仕切壁改修工事Ⅱ期【R6】
- ・神田小学校 図書室・校長室・PC室空調設備更新工事【R6】
- ・北山小学校 図書室空調設備更新工事【R6】
- ・共長小学校 北館東・西外壁改修工事【R6】
- ・石ヶ瀬小学校 エレベーター設置工事【R6】
- ・8小学校 床段差解消工事【R6】
- ・大府西中学校 廊下間仕切壁改修工事【R6】
- ・大府西中学校 図書室空調設備更新工事【R6】
- ・大府北中学校 図書室空調設備更新工事【R6】
- ・大府北中学校 門扉取替工事【R6】
- ・4中学校 床段差解消工事【R6】

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

A 不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策

○建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検を実施する。【市・民間】

B 火災に強いまちづくりの推進

<p>○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。【市】（7-1掲）</p> <p>○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【市・地域】（7-1、7-2掲）</p> <p>○公園は、地震時や大規模火災時の避難場所として活用されることから、老朽化した施設の更新を推進する。【市】</p>
重要業績指標
<p>○大府横根平子土地区画整理事業進捗率 現状：18.8%【R1】 目標：100%【R7】</p> <p>○大府北山特定土地区画整理事業進捗率 現状：2.9%【R1】 目標：100%【R8】</p> <p>○火災予防査察件数 現状：378件【R1】 目標：450件【R12】</p>

1-3
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
A ハザードマップの作成・周知・啓発
<p>○浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、市民への周知・啓発をする。【市】</p> <p>○浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・地域・民間】</p>
B 雨水対策の推進
<p>○市街地における浸水対策施設の整備をする。【市】</p> <p>○雨水貯留浸透施設設置の支援を推進する。【市・地域】</p> <p>○市街地における雨水排除を図るため、下水道施設の新設・改築又は適切な維持管理を行う。【市】</p>
重要業績指標
<p>○治水対策量の達成率 現状：60.3%【R1】 目標：72%【R12】</p>

- ・江端雨水ポンプ場 改築更新事業【R4～R11】
- ・江端雨水ポンプ場 地震対策事業【R4～R8】
- ・江端雨水ポンプ場 耐水化事業【R3～R8】
- ・内水ハザードマップ策定事業【R6～R7】
- ・南島地区雨水対策施設整備事業【R5～R7】

1-4
土砂災害等による死傷者の発生
土砂災害対策の推進
<p>○土砂災害警戒区域に指定された地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性の周知を図るため、土砂災害ハザードマップを作成・配布する。 【市】</p> <p>○土砂災害の危険性や避難の重要性の周知を図るため、出前講座等を実施して市民の防災意識向上を推進する。【市・地域】</p> <p>○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・地域・民間】</p>

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
A 物資調達体制の強化
<p>○被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、計画的な備蓄を行うとともに、物資の要請、調達、輸送等の受援体制の整備を推進する。【市・民間】</p> <p>○福祉避難所の機能を強化するため、災害時において必要となる福祉用具等物資の優先的な調達について、事業所との協定を継続する。【市・民間】</p>
B 備蓄の推進
<p>○備蓄計画に基づき、必要とされる食糧・飲料水等の備蓄、避難所等に必要物資について検討し、計画的に購入する。【市】</p>

○各家庭において、食料や飲料水等最低限必要な物のほか、「自分にとってないと困る物」を備蓄するよう啓発する。【市・地域】
C 災害時の広域連携の推進
○災害時に広域的な支援を受けられるよう、関係機関、他の自治体と協定を締結することで、災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を図る。【市】
D 物資輸送ルートの確保
○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路を含む道路ネットワークの整備を推進する。【市・国・県】（5-3、6-4掲）
○緊急輸送道路等における重要な橋梁について、耐震補強等の地震対策を行う。【市・国・県】（5-3、6-4掲）
○災害時の安全かつ円滑な交通の確保のため、無電柱化を推進する。【市】（5-3、6-4掲）
○道路、橋梁、その他道路付属施設の老朽化に的確に対応するため、計画的・効率的な維持管理を推進する。【市・国・県】（5-3、6-4掲）
重要業績指標
○災害時応援協定などの締結数（累計） 現状：122件【R1】 目標：130件【R12】
○都市計画道路整備率（市道養父森岡線等） 現状：68.0%【R1】 目標：76%【R12】
○舗装の老朽化対策率 現状：39.4%【R1】 目標：100%【R12】
・市道長根北崎線ほか11路線【R2～R5】 事業費：300百万 ・市道名高山線ほか6路線【R6～R10】 事業費：200百万

2-2
自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
A 消防力の強化
○消防本部の各拠点施設において、想定される地震や水害等に対し、機能及び維持管理を適切に行い、拠点施設の老朽化対策、整備を推進する。【市】

○消防力の整備指針、消防施設整備計画等に基づき、消防車両や消防水利等を計画的に更新・整備し、消防力の充実・強化を図る。【市】
B 消防団機能の充実
○地域防災力の維持向上のために消防団員を確保し、各種災害に適切に対応できるように訓練を実施し、団員の資質と知識・技能の向上に努め、消防団組織の充実・強化を図る。【市】
○災害時の活動に必要な車両・資機材等の装備を見直し、地域防災力の向上を図る。【市】
C 災害対応の体制強化
○自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を行う。【市・国・県】
重要業績指標
○消防拠点施設の改修、整備及び拡張数 現状：7箇所【R1】 目標：適切な改修、整備【R12】
○消防団員を対象とした訓練回数 現状：4回【R1】 目標：5回【R12】

2-3
想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
帰宅困難者等支援対策の推進
○鉄道の不通により発生する帰宅困難者に対する支援策として、徒歩帰宅支援マップを更新する。また、市、事業所、大学で構成している防災対策連絡会を開催し、帰宅困難者の受け入れ体制を充実させる。【市・民間】
重要業績指標
○防災対策連絡会の開催 現状：年2回開催【R1】 目標：年2回開催を継続実施【R12】

2-4
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
災害時の医療機能の確保・充実

<p>○大規模自然災害時には、医師団、歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することから、平常時から防災訓練などを通じた連携を強化する。【市・民間】</p> <p>○知多半島SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運用に伴い、大規模自然災害時の患者の搬送などについて、関係機関と会議を通じた連携を強化する。【市・県】</p>
--

<p>2-5</p> <p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>衛生環境の確保等</p>
<p>○災害時に消毒等が実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】</p> <p>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、計画的に備蓄購入するとともに、災害時には必要数を確保する。【市】</p> <p>○避難所での感染症予防のため、避難所に間仕切り段ボール等の備蓄をするとともに、災害時には必要数を確保する。【市】</p>
<p>重要業績指標</p>
<p>○新型コロナウイルス等感染予防に対応した避難所運営マニュアルの策定 現状：マニュアル策定【R2】 目標：定期的な見直し【R12】</p>

<p>2-6</p> <p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>A 避難所運営体制の整備</p>
<p>○地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう自主防災組織等と避難所運営に関する訓練を実施する。【市・地域】</p> <p>○避難所担当職員が円滑な避難所開設・運営体制ができるよう、避難所開設訓練等を継続的に実施する。【市】</p> <p>○防災士等の地域防災リーダーを養成し、地域防災力の向上を推進する。【市・地域】</p>

B 要配慮者等への支援体制の整備
○聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、外国人など、避難所においてスムーズなコミュニケーションが困難な要配慮者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション手段の整備を推進する。【市】
C 避難所施設の機能向上
○災害時のエネルギー供給を確保するための取組として、災害対策支部となる公民館等に非常電源の導入や、避難所となる小中学校体育館等にLPガス災害対応バルクを設置し、その燃料で稼働する電源自立型空調機（蓄電・発電機併設型）を設置する。【市】（6-1掲）
○避難者が安心して避難所生活ができるように、施設のバリアフリー化を実施する。【市】
D 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態の防止
○避難生活が困難な要配慮者のための福祉避難所を開設するため、民間社会福祉施設等との協定の締結を推進し、協定締結法人を対象に福祉避難所の運営に係る研修を実施する。【市・民間】
重要業績指標
○備蓄食糧数（人口の15%、3食3日分） 現状：125,550食【R1】 目標：135,000食【R12】

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1
被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
A 災害時防犯体制の強化
○大規模自然災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する。【市・地域】
B 警察署の誘致
○さらなる市民の安心安全な暮らしを目指すため、大府警察署の誘致実現に向けて、最新の調査・研究に基づく陳情・要望を粘り強く実施する。【市・県】

重要業績指標

○「子供の見守りやパトロールなどを行っている」市民の割合
現状：17.8%【H30】 目標：30%【R12】

**3-2
市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

A 業務継続計画の見直し

○業務の継続と早期復旧を図るために「大府市業務継続計画」を定期的に見直し、職員間で計画を共有する。【市】

B 公共施設の機能確保

○災害時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震等に対して施設の整備や機能面の充実、老朽化した施設の更新を推進する。【市】

○災害対策の中心となる災害対策本部及び災害対策支部の非常用電源の確保等を実施し、本部・支部機能の維持を図る。【市】

重要業績指標

○支部総点検の実施
現状：10支部【R1】 目標：10支部継続実施【R12】

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

**4-1
防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を図る。【市・県】

重要業績指標

○防災行政無線（固定系）のデジタル化率
現状 1.7% (60基中1基)【R1】 目標：100%【R12】

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
情報提供の手段の多様化
<p>○市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、市公式ウェブサイト、SNS(緊急時用twitter)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】</p> <p>○災害情報伝達手段のひとつとして「ちたまる安全安心メルマガ」への登録を推進する。【市】</p> <p>○防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANを整備する。【市】</p>
重要業績指標
<p>○市民への情報伝達手段の多重化</p> <p>現状：4種【R1】 目標：4種継続実施【R12】</p>

4-3
災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
A 効果的な教育・啓発の推進
<p>○市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難のタイミング、避難先、浸水害や土砂災害等の危険地域を明示したハザードマップを作成・配布することで、市民の意識向上を図る。【市】</p> <p>○災害に対する知識の習得と的確な行動がとれるよう、小中学校において防災教育を推進する。【市】</p> <p>○防災学習センターにおいて様々な災害を疑似体験することで、家具固定や早めの避難行動がとれるよう、市民の防災・減災の意識向上を図る。【市】</p>
B 市民への確実な情報伝達等
<p>○市公式ウェブサイト、SNS(緊急時用twitter)、ちたまる安全安心メルマガ等を活用して、災害発生前から避難等について市民の意識向上を図る。また、要配慮者に対しても情報が確実に伝達される措置を行う。【市・民間】</p> <p>○災害時の市公式ウェブサイトへのアクセス集中対策として、画像等の重いファイルを排除したテキスト主体の軽い災害時専用サイトへの切替えを実施する。【市】</p> <p>○条例に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から民生委員・</p>

自主防災組織・警察・消防等の避難支援等関係者と名簿情報を共有することで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を実施する。【市・地域】
C 専用通信における事前予防対策
○通信機能を確保するため、通信ルートの多重化を推進する。【市】
重要業績指標
○防災行政無線（固定系）のデジタル化率 現状：1.7% (60基中1基) 【R1】 目標：100% 【R12】
○ぼうさいスクールの実施 現状：全小学校 【R1】 目標：全小学校で継続実施 【R12】

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
A 企業防災力の強化
○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や事業活動の早期回復のために、従業員とその家族が災害から身を守れるようLCP（生活継続計画）について啓発を推進する。【市・民間】
B 民間企業における事業継続に資する取組の促進
○生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る生産拠点の立地を促進することで、サプライチェーンの強靱化を図る。【市・民間・国・県】
重要業績指標
○防災対策連絡会の開催 現状：年2回開催 【R1】 目標：年2回開催を継続実施 【R12】

5-2
エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
燃料供給ルートの確保に向けた体制整備
○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を行う。【市・民間】
○各ライフライン機関との防災訓練や協定締結により、連携強化を図る。

<p>【市・民間】</p> <p>○燃料供給ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路等の整備を推進する。【市・国・県】</p>
<p>重要業績指標</p>
<p>○小中学校施設へのLPガス災害対応バルク設置数 現状：0校【R1】 目標：13校【R12】</p> <p>○都市計画道路整備率（市道養父森岡線等） 現状：68.0%【R1】 目標：76%【R12】</p>

<p>5-3</p> <p>基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
<p>道路等の災害対策の推進</p>
<p>○緊急輸送道路等における重要な橋梁について、耐震補強等の地震対策を行う。【市・国・県】（2-1、6-4掲）</p> <p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路を含む道路ネットワークの整備を推進する。【市・国・県】（2-1、6-4掲）</p> <p>○災害時の安全かつ円滑な交通の確保のため、無電柱化を推進する。【市】（2-1、6-4掲）</p> <p>○道路、橋梁、その他道路付属施設の老朽化に的確に対応するため、計画的・効率的な維持管理を推進する。【市・国・県】（2-1、6-4掲）</p>
<p>重要業績指標</p>
<p>○都市計画道路整備率（市道養父森岡線等） 現状：68.0%【R1】 目標：76%【R12】</p> <p>○舗装の老朽化対策率 現状：39.4%【R1】 目標：100%【R12】</p> <p>・市道長根北崎線ほか11路線【R2～R5】 事業費：300百万 ・市道名高山線ほか6路線【R6～R10】 事業費：200百万</p>

<p>5-4</p> <p>食料等の安定供給の停滞</p>
<p>A 食料等の確保</p>
<p>○市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業</p>

者等との協定締結により食料等を確保する。【市・民間】
B 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
○農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策及び、土地改良工区と連携した施設の保全・管理を行う。【市・地域・県】
重要業績指標
○農業用ため池耐震対策箇所数 現状：4箇所【R1】 目標：14箇所【R12】

5-5
異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
水の安定供給体制の確保
○大規模自然災害時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備、老朽施設の改修等のハード対策を行う。【市・国・県】
○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を行う。【市・国・県】

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1
電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
A ライフラインの災害対応力強化
○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。【民間】
○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有する等の連携強化を推進する。【民間】
○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、各ライフライン機関との協力体制の構築を推進する。【市・民間】

B 自立・分散型エネルギーの導入の促進
○災害時のエネルギー供給を確保するための取組として、災害対策支部となる公民館等に非常電源の導入や、避難所となる小中学校体育館等にLPガス災害対応バルクを設置し、その燃料で稼働する電源自立型空調機（蓄電・発電機併設型）を設置する。【市】（2－6掲）
○公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、災害や感染症に対する強靱性の向上と地域の脱炭素化を同時に推進する。【市】
重要業績指標
○小中学校へのLPガス災害対応バルク設置数 現状：0校【R1】 目標：13校【R12】

6－2
上水道等の長期間にわたる機能停止
A 水道施設の老朽化対策等の推進
○水道配水管の強度が低下している老朽管を更新する。【市】
B 広域的な応援体制の確立
○大規模自然災害時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受入れ体制を整える。【市】
C 生活用水の確保
○飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や、井戸水提供の家制度等により水の確保に向けた取組を推進する。【市】
重要業績指標
○管路健全度 現状：90.6%【R1】 目標：98%【R12】

6－3
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
A 合併処理浄化槽の整備
○災害に強い浄化槽の設置や整備を推進する。【市・地域・民間】

B 下水道施設の耐震化等の推進
○災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道施設の維持管理・更新を行う。【市】
C 下水道施設の浸水対策の推進
○河川氾濫等の災害時においても、一定の機能を確保するため、下水道施設の浸水対策を推進する。【市】
重要業績指標
○水洗化率 現状：93.6%【R1】 目標：96%【R12】
○重要な下水道管渠の耐震化率 現状：89%【R1】 目標：92%【R6】
・汚水管地震対策事業【R4～R7】

6-4
交通インフラの長期間にわたる機能停止
A 基幹ネットワークの確保
○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路を含む道路ネットワークの整備を推進する。【市・国・県】（2-1、5-3掲）
○緊急輸送道路等における重要な橋梁について、耐震補強等の地震対策を行う。【市・国・県】（2-1、5-3掲）
○災害時の安全かつ円滑な交通の確保のため、無電柱化を推進する。【市】（2-1、5-3掲）
○道路、橋梁、その他道路付属施設の老朽化に的確に対応するため、計画的・効率的な維持管理を推進する。【市・国・県】（2-1、5-3掲）
B 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進
○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線道路が分断するリスクを想定し対策を行う。【市・国・県】
重要業績指標
○都市計画道路整備率（市道養父森岡線等） 現状：68.0%【R1】 目標：76%【R12】

○舗装の老朽化対策率

現状：39.4%【R1】 目標：100%【R12】

・市道長根北崎線ほか11路線【R2～R5】 事業費：300百万

・市道名高山線ほか6路線【R6～R10】 事業費：200百万

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

A 火災に強いまちづくりの推進

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。【市】（1-2掲）

○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【市・地域】（1-2、7-2掲）

B 救助・救急活動能力の充実・強化

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を図る。【市】

○消防団の充実・強化を図る。【市・地域】

○災害現場での活動に必要な知識と技術について、消防職員・消防団員の教育訓練を充実させ、組織の充実・強化を図る。【市】

重要業績指標

○大府横根平子土地区画整理事業進捗率

現状：18.8%【R1】 目標：100%【R7】

○大府北山特定土地区画整理事業進捗率

現状：2.9%【R1】 目標：100%【R8】

○消防団員を対象とした訓練回数

現状：4回【R1】 目標：5回【R12】

7-2

沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

沿道の通行障害建築物の耐震化の促進
○生垣設置奨励補助金等を活用し、基準に満たないブロック塀の削減に取り組む。【市】
○緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外看板等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を行う。【市・地域】
○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【市・地域】（1-2、7-1掲）
重要業績指標
○大府市空家等対策協議会 現状：3回【R1】 目標：3回継続実施【R12】

7-3
排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
A 排水機場等の防災対策の推進
○災害時に排水機場等の制御不能を発生させないために、計画的に修繕・建替えを行う。【市・県】
○日常的に排水機場やため池の機能が保持されるよう、浚渫や施設の修繕を行う。【市・県】
B 農業用ため池の安全性の向上
○農業用ため池について、周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化対策や地震対策を行う。【市・県】
○農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知するため、ハザードマップの作成・配布を実施して、周辺住民の防災意識の向上を図る。【市・県】
重要業績指標
○農業用ため池耐震対策箇所数（累計） 現状：6箇所【R3】 目標：14箇所【R12】
・奥池 【R3～R5】 事業費：62百万
・口無池【R4～R7】 事業費：174百万

- ・才田池【R6～R9（予定）】事業費：200 百万
- ・神様池【R7～R10（予定）】事業費：200 百万

7-4
有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
有害物質流出等防止対策の推進
○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制を強化する。【市・民間】

7-5
農地・森林等の荒廃による被害の拡大
農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備
○地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源が有する多面的機能を発揮するため、適切な保全管理の体制整備を維持する。 【市・地域・県】
重要業績指標
○多面的機能保全活動組織数 現状：4 組織【R1】 目標：4 組織継続【R12】

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
災害廃棄物処理計画の改定及び応急マニュアルの策定
○災害廃棄物処理計画が現状に即しているか適宜見直しを図り、災害が生じたときの実効性のあるマニュアルを策定する。【市】
重要業績指標
○大府市災害廃棄物処理計画の策定 現状：策定済み【H27】 目標：定期的な見直し

<p>8-2</p> <p>復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p>
<p>A 災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築</p>
<p>○災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。【市・民間】</p> <p>○ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの体制を整備する。【市・民間】</p>
<p>B 復旧・復興を担う人材の育成</p>
<p>○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制を整える。【市・民間・県】</p>
<p>重要業績指標</p>
<p>○市職員のうち被災建築物応急危険度判定士数 現状：57人【R1】 目標：現状の人数を確保【R12】</p> <p>○市職員のうち被災宅地危険度判定士数 現状：31人【R1】 目標：現状の人数を確保【R12】</p>

<p>8-3</p> <p>被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ</p>
<p>A 応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保</p>
<p>○応急仮設住宅を迅速に提供できるよう、あらかじめ住宅建設に適する建設用地の選定・確保に関する取組を推進する。【市・県】</p> <p>○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【市・民間・県】</p>
<p>B 自宅住居での生活再建の促進</p>

○自宅住居での生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【市・民間・県】
C 罹災証明書の発行体制の整備
○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者を対象とする住家の被害認定研修への参加をさらに促進する。【市】
重要業績指標
○応急仮設住宅建設候補地数 現状：6箇所（381戸）【R1】 目標：8箇所（461戸）【R12】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
地域コミュニティ力の強化に向けた支援
○大規模自然災害時において自主防災組織の対応力を向上させるため、出前講座や防災訓練等を実施し、地域の防災力向上を推進する。【市・地域】 ○災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、自治区等における活動を通じた地域コミュニティの醸成を支援する。【市・地域】
重要業績指標
○「自治会、自治区、コミュニティ、NPO、ボランティアなどの地域活動を行っている」市民の割合 現状：24.7%【H30】 目標：30%【R12】

8-5 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
A 建設業の担い手確保等
○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備を担う建設業においては、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【市・民間】
B 所有者不明土地への対策

<p>○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。【市】</p>
<p>C 地籍整備の推進</p>
<p>○災害後の円滑な復旧、復興を進めるためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍整備を推進する。【市・民間・県】</p>

<p>8-6</p>
<p>風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>
<p>風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化</p>
<p>○災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】</p>

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

14の施策分野（10の個別施策分野／4の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示します。これら14の推進方針は、8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してまとめたものですが、それぞれの分野間には相互依存関係があります。このため、各分野における施策の推進にあたっては、主管する部署等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

(ア) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

【行政機能】

（公共施設の機能確保）

- 災害時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震等に対して施設の整備や機能面の充実、老朽化した施設の更新を推進する。
- 保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。
- 災害対策の中心となる災害対策本部及び災害対策支部の非常用電源の確保等を実施し、本部・支部機能の維持を図る。

（業務継続計画の見直し）

- 業務の継続と早期復旧を図るために「大府市業務継続計画」を定期的に見直し、職員間で計画を共有する。

（災害時の広域連携の推進）

- 災害時に広域的な支援を受けられるよう、関係機関、他の自治体と協定を締結することで、災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を図る。

【警察・消防等】

（災害時防犯体制の強化）

- 大規模自然災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する。

○さらなる市民の安心安全な暮らしを目指すため、大府警察署の誘致実現に向けて、最新の調査・研究に基づく陳情・要望を粘り強く実施する。

(救助・救援等に係る体制強化)

○自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を行う。

○地域防災力の維持向上のために消防団員を確保し、各種災害に適切に対応できるように訓練を実施し、団員の資質と知識・技能の向上に努め、消防団組織の充実・強化を図る。

(災害対応の装備資機材等の充実)

○消防本部の各拠点施設において、想定される地震や水害等に対し、機能及び維持管理を適切に行い、拠点施設の老朽化対策、整備を推進する。

○消防力の整備指針、消防施設整備計画等に基づき、消防車両や消防水利等を計画的に更新・整備し、消防力の充実・強化を図る。

○災害時の活動に必要な車両・資機材等の装備を見直し、地域防災力の向上を図る。

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を図る。

【防災教育等】

(効果的な教育・啓発の実施)

○各家庭において、食料や飲料水等最低限必要な物のほか、「自分にとってないと困る物」を備蓄するよう啓発する。

○地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう自主防災組織等と避難所運営に関する訓練を実施する。

○避難所担当職員が円滑な避難所開設・運営体制ができるよう、避難所開設訓練等を継続的に実施する。

○防災士等の地域防災リーダーを養成し、地域防災力の向上を推進する。

○市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難のタイミング、避難先、浸水害や土砂災害等の危険地域を明示したハザードマップを作成・配布することで、市民の意識向上を図る。

○災害に対する知識の習得と的確な行動がとれるよう、小中学校において防災教育を推進する。

○防災学習センターにおいて様々な災害を疑似体験することで、家具固定や早めの避難行動がとれるよう、市民の防災・減災の意識向上を図る。

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

○大規模自然災害時において自主防災組織の対応力を向上させるため、出前講座や防災訓練等を実施し、地域の防災力向上を推進する。

○災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、自治区等における活動を通じた地域コミュニティの醸成を支援する。

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、シェルター設置、ブロック塀除却等の補助等による施策を推進する。

○不特定多数の者が利用する建築物や、防災上重要な建築物の耐震化向上を図るために、耐震化の必要性を啓発する。

(大規模盛土造成地対策の促進)

○滑動崩落のおそれがあると判断された大規模盛土造成地の宅地耐震対策を促進する。

(火災に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。

○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。

○公園は、地震時や大規模火災時の避難場所として活用されることから、老朽化した施設の更新を推進する。

○建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検を実施する。

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

○生垣設置奨励補助金等を活用し、基準に満たないブロック塀の削減に取り組む。

○緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外看板等の耐震対策、

落下防止対策に対する所有者への指導・助言を行う。

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

○応急仮設住宅を迅速に提供できるよう、あらかじめ住宅建設に適する建設用地の選定・確保に関する取組を推進する。

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。

(自宅住居での生活再建の促進)

○自宅住居での生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。

(復旧・復興を担う人材の育成)

○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制を整える。

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者を対象とする住家の被害認定研修への参加をさらに促進する。

(浸水・土砂災害対策の推進)

○雨水貯留浸透施設設置の支援を推進する。

○市街地における雨水排除を図るため、下水道施設の新設・改築又は適切な維持管理を行う。

○浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、市民への周知・啓発をする。

○浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。

○災害時に排水機場等の制御不能を発生させないために、計画的に修繕・建替えを行う。

○日常的に排水機場やため池の機能が保持されるよう、浚渫や施設の修繕を行う。

○土砂災害警戒区域に指定された地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性の周知を図るため、土砂災害ハザードマップを作成・配布する。

○河川氾濫等の災害時においても、一定の機能を確保するため、下水道施設の浸水対策を推進する。

(災害時の水の確保)

- 大規模自然災害時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備、老朽施設の改修等のハード対策を行う。
- 水道配水管の強度が低下している老朽管を更新する。
- 大規模自然災害時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受入れ体制を整える。
- 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や、井戸水提供の家制度等により水の確保に向けた取組を推進する。

(汚水処理施設等の災害対応の強化)

- 災害に強い浄化槽の設置や整備を推進する。
- 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道施設の維持管理・更新を行う。
- 河川氾濫等の災害時においても、一定の機能を確保するため、下水道施設の浸水対策を推進する。

③ 保健医療・福祉

(災害時の医療機能の確保・充実)

- 大規模自然災害時には、医師団、歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することから、平常時から防災訓練などを通じた連携を強化する。
- 知多半島 SCU (広域搬送拠点臨時医療施設) の運用に伴い、大規模自然災害時の患者の搬送などについて、関係機関と会議を通じた連携を強化する。

(衛生環境の確保等)

- 災害時に消毒等が実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、計画的に備蓄購入するとともに、災害時には必要数を確保する。
- 避難所での感染症予防のため、避難所に間仕切り段ボール等の備蓄をするとともに、災害時には必要数を確保する。

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 福祉避難所の機能を強化するため、災害時には必要となる福祉用具等

- 物資の優先的な調達について、事業所との協定を継続する。
- 聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、外国人など、避難所においてスムーズなコミュニケーションが困難な要配慮者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション手段の整備を推進する。
 - 避難生活が困難な要配慮者のための福祉避難所を開設するため、民間社会福祉施設等との協定の締結を推進し、協定締結法人を対象に福祉避難所の運営に係る研修を実施する。
 - 避難者が安心して避難所生活ができるように、施設のバリアフリー化を実施する。
 - 条例に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から民生委員・自主防災組織・警察・消防等の避難支援等関係者と名簿情報を共有することで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を実施する。
- (災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築)
- 災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。
 - ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの体制を整備する。

④ エネルギー

- (自立・分散型エネルギー導入の促進)
- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組として、災害対策支部となる公民館等に非常電源の導入や、避難所となる小中学校体育館等に LP ガス災害対応バルクを設置し、その燃料で稼働する電源自立型空調機（蓄電・発電機併設型）を設置する。
 - 公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、災害や感染症に対する強靱性の向上と地域の脱炭素化を同時に推進する。
- (燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)
- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を行う。
 - 各ライフライン機関との防災訓練や協定締結により、連携強化を図る。
 - 燃料供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の整備を推進する。
- (ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有する等の連携強化を推進する。
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、各ライフライン機関との協力体制の構築を推進する。

⑤ 情報通信

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を図る。

(情報提供の手段の多様化)

○市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、市公式ウェブサイト、SNS(緊急時用 twitter)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。

○災害情報伝達手段のひとつとして「ちたまる安全安心メルマガ」への登録を推進する。

○通信機能を確保するため、通信ルートの多重化を推進する。

○防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANを整備する。

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

⑥ 産業構造

(企業防災力の強化)

○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や事業活動の早期回復のために、従業員とその家族が災害から身を守れるよう LCP(生活継続計画)について啓発を推進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る生産拠点の立地を促進することで、サプライチェーンの強靱化を図る。

(建設業の担い手確保等)

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備を担う建設業においては、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

⑦ 交通・物流

(物資輸送ルートの確保)

○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路を含む道路ネットワークの整備を推進する。

○緊急輸送道路等における重要な橋梁について、耐震補強等の地震対策を行う。

○災害時の安全かつ円滑な交通の確保のため、無電柱化を推進する。

○道路、橋梁、その他道路付属施設の老朽化に的確に対応するため、計画的・効率的な維持管理を推進する。

○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線道路が分断するリスクを想定し対策を行う。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○鉄道の不通により発生する帰宅困難者に対する支援策として、徒歩帰宅支援マップを更新する。また、市、事業所、大学で構成している防災対策連絡会を開催し、帰宅困難者の受け入れ体制を充実させる。

(食料等の確保)

○市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等を確保する。

(物資調達体制の強化)

○被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、計画的な備蓄を行うとともに、物資の要請、調達、輸送等の受援体制の整備を推進する。

⑧ 農業

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策及び、土地改良工区と連携した施設の保全・管理を行う。

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を行う。

(農業用ため池の安全性の向上)

○農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知するため、ハザードマップの作成・配布を実施して、周辺住民の防災意識の向上を図る。

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

○地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源が有する多面的機能を発揮するため、適切な保全管理の体制整備を維持する。

⑨ 環境

(災害廃棄物処理計画の改定及び応急マニュアルの策定)

○災害廃棄物処理計画が現状に即しているか適宜見直しを図り、災害が生じたときの実効性のあるマニュアルを策定する。

(有害物質流出等防止対策の推進)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制を強化する。

⑩ 土地利用

(所有者不明土地への対策)

○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

(イ) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域の災害対応力の向上)

- 各家庭において、食料や飲料水等最低限必要な物のほか、「自分にとってないと困る物」を備蓄するよう啓発する。
- 大規模自然災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する。
- 大規模自然災害時において自主防災組織の対応力を向上させるため、出前講座や防災訓練等を実施し、地域の防災力向上を推進する。

(企業防災力の強化)

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や事業活動の早期回復のために、従業員とその家族が災害から身を守れるよう LCP（生活継続計画）について啓発を推進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る生産拠点の立地を促進することで、サプライチェーンの強靱化を図る。

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、外国人など、避難所においてスムーズなコミュニケーションが困難な要配慮者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション手段の整備を推進する。
- 条例に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から民生委員・自主防災組織・警察・消防等の避難支援等関係者と名簿情報を共有することで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を実施する。

(効果的な教育・啓発の推進)

- 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難のタイミング、避難先、浸水害や土砂災害等の危険地域を明示したハザードマップを作成・配布することで、市民の意識向上を図る。
- 災害に対する知識の習得と的確な行動がとれるよう、小中学校において防災教育を推進する。
- 防災学習センターにおいて様々な災害を疑似体験することで、家具固定や

早めの避難行動がとれるよう、市民の防災・減災の意識向上を図る。

(的確な情報発信のための体制強化)

○市公式ウェブサイト、SNS（緊急時用 twitter）、ちたまる安全安心メルマガ等を活用して、災害発生前から避難等について市民の意識向上を図る。また、要配慮者に対しても情報が確実に伝達される措置を行う。

○災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(災害ボランティア活動体制の構築)

○ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの体制を整備する。

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

○市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難のタイミング、避難先、浸水害や土砂災害等の危険地域を明示したハザードマップを作成・配布することで、市民の意識向上を図る。

② 人材育成

(避難所運営体制の整備)

○地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう自主防災組織等と避難所運営に関する訓練を実施する。

○避難所担当職員が円滑な避難所開設・運営体制ができるよう、避難所開設訓練等を継続的に実施する。

(業務継続計画の見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために「大府市業務継続計画」を定期的に見直し、職員間で計画を共有する。

(災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築)

○災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

(復旧・復興を担う人材の育成)

○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応

急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制を整える。

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者を対象とする住家の被害認定研修への参加をさらに促進する。

(建設業の担い手確保等)

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備を担う建設業においては、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

③ 産学官民・広域連携

(企業防災力の強化)

○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や事業活動の早期回復のために、従業員とその家族が災害から身を守れるよう LCP（生活継続計画）について啓発を推進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る生産拠点の立地を促進することで、サプライチェーンの強靱化を図る。

(物資調達体制の強化)

○被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、計画的な備蓄を行うとともに、物資の要請、調達、輸送等の受援体制の整備を推進する。

(災害時の広域連携の推進)

○災害時に広域的な支援を受けられるよう、関係機関、他の自治体と協定を締結することで、災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を図る。

④ 老朽化対策

(公共施設等の老朽化対策の推進)

○保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。

○公園は、地震時や大規模火災時の避難場所として活用されることから、老朽化した施設の更新を推進する。

○市街地における雨水排除を図るため、下水道施設の新設・改築又は適切な維持管理を行う。

○消防本部の各拠点施設において、想定される地震や水害等に対し、機能及び維持管理を適切に行い、拠点施設の老朽化対策、整備を推進する。

○消防力の整備指針、消防施設整備計画等に基づき、消防車両や消防水利等を計画的に更新・整備し、消防力の充実・強化を図る。

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策及び、土地改良工区と連携した施設の保全・管理を行う。

(物資輸送ルートの確保)

○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路を含む道路ネットワークの整備を推進する。

○緊急輸送道路等における重要な橋梁について、耐震補強等の地震対策を行う。

○道路、橋梁、その他道路付属施設の老朽化に的確に対応するため、計画的・効率的な維持管理を推進する。

(インフラ老朽化対策の推進)

○水道配水管の強度が低下している老朽管を更新する。

○災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道施設の維持管理・更新を行う。

○災害時に排水機場等の制御不能を発生させないために、計画的に修繕・建替えを行う。

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を行う。

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有する等の連携強化を推進する。

○大規模自然災害時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備、老朽施設の改修等のハード対策を行う。

○日常的に排水機場やため池の機能が保持されるよう、浚渫や施設の修繕を

行う。

○農業用ため池について、周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化対策や地震対策を行う。

(3) リスクシナリオごとの施策の推進方針と施策分野ごとの施策の推進方針の関連性

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	市	地域	民間	国・県
1-1	住宅・建築物等の耐震化		●													●	●	●	
1-1	公共施設の耐震化・老朽化対策の推進	●												●		●			
1-1	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進		●													●			
1-1	大規模盛土造成地対策の促進		●													●	●	●	
1-2	不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策		●													●		●	
1-2	火災に強いまちづくりの推進		●											●		●	●		
1-3	ハザードマップの作成・周知・啓発		●											●		●	●	●	

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
1-3 B	雨水対策の推進		●											●	●	●			
1-4	土砂災害対策の推進		●											●	●	●			
2-1 A	物資調達体制の強化			●				●						●	●		●		
2-1 B	備蓄の推進	●												●	●				
2-1 C	災害時の広域連携の推進	●												●	●				
2-1 D	物資輸送ルート確保							●						●	●			●	
2-2 A	消防力の強化	●												●	●				
2-2 B	消防団機能の充実	●													●				
2-2 C	災害対応の体制強化	●													●			●	
2-3	帰宅困難者等支援対策の推進							●							●		●		

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
2-4	災害時の医療機能の確保・充実			●												●		●	●
2-5	衛生環境の確保等			●												●			
2-6 A	避難所運営体制の整備	●										●			●	●			
2-6 B	要配慮者等への支援体制の整備			●								●			●				
2-6 C	避難所施設の機能向上			●	●										●				
2-6 D	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態の防止			●											●		●		
3-1 A	災害時防犯体制の強化	●										●			●	●			
3-1 B	警察署の誘致	●													●			●	
3-2 A	業務継続計画の見直し	●										●			●				

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
3-2	公共施設の機能確保	●													●				
4-1	情報通信機能の耐災害性の強化・高度化					●									●			●	
4-2	情報提供の手段の多様化					●									●		●		
4-3	効果的な教育・啓発の推進	●										●			●				
4-3	市民への確実な情報伝達等			●		●						●			●	●	●		
4-3	専用通信における事前予防対策					●									●				
5-1	企業防災力の強化						●					●	●		●		●		
5-1	民間企業における事業継続に資する取組の促進						●					●	●		●		●	●	
5-2	燃料供給ルート確保に向けた体制整備				●								●		●		●	●	
5-3	道路等の災害対策の推進							●						●	●			●	

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
5-4	食料等の確保						●									●		●	
5-4	農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化							●						●	●	●			●
5-5	水の安定供給体制の確保		●					●						●	●				●
6-1	ライフラインの災害対応力強化				●									●	●		●		
6-1	自立・分散型エネルギーの導入の促進				●										●				
6-2	水道施設の老朽化対策等の推進		●											●	●				
6-2	広域的な応援体制の確立		●												●				
6-2	生活用水の確保		●												●				

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
6-3	合併処理浄化槽の整備	●													●	●	●		
6-3	下水道施設の耐震化等の推進	●												●	●				
6-3	下水道施設の浸水対策の推進	●													●				
6-4	基幹ネットワークの確保						●							●	●			●	
6-4	幹線交通断に伴うリスクの想定及び対策の推進						●								●			●	
7-1	火災に強いまちづくりの推進		●												●	●			
7-1	救助・救急活動能力の充実・強化	●													●	●			
7-2	沿道の通行障害建築物の耐震化の促進		●												●	●			

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
7-3 A	排水機場等の防災対策の推進		●											●	●			●	
7-3 B	農業用ため池の安全性の向上							●						●	●			●	
7-4	有害物質流出等防止対策の推進							●							●		●		
7-5	農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備							●							●	●		●	
8-1	災害廃棄物処理計画の改定及び応急マニュアルの策定							●							●				
8-2 A	災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築			●								●	●		●		●		
8-2 B	復旧・復興を担う人材の育成		●									●			●		●	●	

リスクシナリオごとの施策の推進方針		個別施策分野										横断的分野				取組主体			
		①行政機能等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	⑧農業	⑨環境	⑩土地利用	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③産学官民等	④老朽化対策	①市	②地域	③民間	④国・県
8-3	応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保		●													●		●	●
8-3	自宅住居での生活再建の促進		●													●		●	●
8-3	罹災証明書の発行体制の整備		●									●				●			
8-4	地域コミュニティ力の強化に向けた支援	●										●				●	●		
8-5	建設業の担い手確保等						●					●				●		●	
8-5	所有者不明土地への対策									●						●			
8-6	風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化				●							●				●			

第5章 計画推進の方策

強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市長を会長とする大府市防災会議を中心とした全部局横断的な体制の下、取組を推進します。

また、国、県等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力をして、強靱化の取組を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画で位置付けた施策の推進方針に対して、市は進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを確実に進めます。

なお、重要業績指標の進捗状況については、アクションプランとしてまとめ、毎年度終了ごとに確認することとします。併せて、指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行うことで、継続的改善を図ります。

3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととします。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合は、適宜必要な見直しを行います。

大府市地域強靱化計画

令和2年9月策定

【令和6年3月改訂】

大 府 市

〒474-8701

大府市中央町五丁目70番地

電話 0562-47-2111（代表）